

平成 30 年（2018 年）4 月 3 日

各児童発達支援事業所 管理者 様

各放課後等デイサービス事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部

自立支援担当課長

障害児通所支援における強度行動障害児支援加算の認定について

平素より、札幌市の障がい福祉行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 30 年度の報酬改定により、強度行動障がい有する障がい児への適切な支援を推進するため、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、強度行動障害児支援加算が創設されました。

つきましては、これに伴う本市の対応を下記のとおりといたしますので通知いたします。関係職員にご周知くださいますようお願いいたします。

記

1 強度行動障害児支援加算対象者の認定

各区保健福祉部で行う支給決定の際に、強度行動障がいの有無を確認し、対象者要件を満たす場合は、通所支援受給者証に「強度行動」と記載する。

2 強度行動障害児支援加算の算定要件

厚生労働省告示のとおり（別添 1 及び別添 2 を参照）。

3 留意事項

加算の算定を希望する場合は、事前に「報酬算定等に係る体制等届出書」により届出を行う必要がありますので、ご注意ください。

4 添付資料

- (1) 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）（抜粋） 別添 1
- (2) 厚生労働大臣が定める児童等（平成 24 年厚生労働省告示第 270 号）（抜粋） 別添 2
- ※ (1)及び(2)については、児童発達支援と放課後等デイサービスで同様の内容のため、児童発達支援の該当部のみを抜粋

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
【加算対象者の認定に関する問い合わせ先】
札幌市障がい福祉課給付管理係
TEL : 011-211-2938 Fax : 011-218-5181
E-mail : sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp
【体制届の提出・記載に関する問い合わせ先】
札幌市障がい福祉課事業者指定担当係
E-mail : jigyousyasitei@city.sapporo.jp